L.女児

●北京行動綱領に示された現状認識

「子どもの権利条約」は子どもに対する差別禁止と権利尊重を求めているが、多くの国で 女児は子ども時代から大人になるまで差別されている。女児に対する差別、有害な慣習に よって大人になるまで生き残る女児は男児よりも少ない。

女児はレイプや性的虐待、性的搾取、人身売買などの強制労働を含む性暴力被害を受けやすい。また、10代の妊娠、性暴力、HIV/AIDSを含む性感染症が子どもの健康に破壊的な影響を及ぼし、教育や雇用の機会が制限されるなど長期にわたる悪影響を及ぼすため、セクシュアル・ライツ/ヘルスのための性教育や支援が必要。

ジェンダー不平等な教育(過程)が男女不平等を強化しており、"女に学問は不要"というような態度や児童労働、若年結婚、教育費や学校施設の不足、10代の妊娠、家庭内のジェンダー不平等が少女の教育アクセスを阻害し、ドロップアウトの要因ともなっている。女児に対して、男児と同様にあらゆるレベルの指導的立場に参加する準備をさせる率先的措置が必要。

障害を持つ子、遺棄された子、ホームレス、避難民、浮浪児、紛争地域の子、少数民族・少数人種の子はとりわけ弱い立場にある。女児たちが例外なく潜在能力と技能を開発できるようあらゆる障害が取り除かれるべきで、子どもや若者の問題に対処するとき、女児と男児それぞれに及ぼす影響の分析を行ない、政策や計画にジェンダー視点を据える必要がある。

●戦略目標

- 1) 女児に対するあらゆる形態の差別撤廃
- 2) 女児に対する否定的な文化、慣行を撤廃
- 3) 女児の権利保護、権利促進。ニーズ、可能性に対する認識を高めること
- 4) 教育、技能開発、訓練における差別撤廃
- 5) 健康、栄養における差別撤廃
- 6) 経済的搾取の撤廃、働く少女の保護
- 7) 女児に対する暴力根絶
- 8) 社会的、経済的、政治的活動への認識、参加を助長
- 9) 女児の地位向上のため家庭の役割強化

行動綱領において<女性の人権>に入れるのではなく<少女>として項目だて、1990年発効の「子どもの権利条約」を基礎にしつつ少女の権利をジェンダーの視点で明らかにしている。

少女買春 (child prostitution) を防ぐために必要な人身売買の国際的な規制については 綱領案の段階では禁止条約を求める内容が盛り込まれていたようだが、触れられていない。 日本では 1999 年 5 月に「児童買春・児童ポルノ法」が成立し、2004 年 6 月に改正され罰則が強化され、14 年 6 月に成立した改正案では単純所持も処罰対象となった。03 年には「出会い系サイト規制法」が成立。日本は、「子どもの権利条約」を 94 年に、「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を 05 年に批准している。

学習会では個人的に気になった、戦略目標 9)について提起した。パラグラフ 29 の、家族が社会の基本単位であり強化されるべきで、女性は家族の中で重要な役割を果たしており、その貢献は正当に評価されるべきである、という部分が「少女」の戦略目標 9)につながっている。「多くの国で女性がしばしば果たしている家族の世話における重要な役割にも、評価が与えられるべきである」とするならば、同時に、「家族の世話」ができない/しない女性に対しての言及があるべきでないか。例えば、DPI 女性障害者ネットワークの佐々木貞子さんは、こう話している。「今まで障害のある女性は、なるべく健常に近づけ近づけといわれて、生きてきました。障害のない女性に追いつけと、家事もできます、育児もできます、高齢者の介護もやりますともがいて、社会から求められたことに頑張り、半人前だと思われたことを乗り越えて、みんなに分かってほしいと努力する、そういうところがあったと思います」(リプロの視点から「女性の健康の包括的支援法案」について考える集会 2014年9月6日)

家父長制や性別役割分業が女性を被差別者、被抑圧者として留め置く装置になっている ことを考えれば、「家族が社会の基本単位であり強化されるべき」と言う場合は細心の注意 が必要ではないだろうか。(塩)